滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

2 場所 滋賀県庁北新館 3 階 中会議室

3 議題 管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書について

4 出席委員 市川委員(会長)、和田委員(副会長)、奥村委員、松四委員、水原委

員、皆川委員

5 議事概要

(事務局)

資料1により、事業概要およびこれまでの経緯について説明。

資料4について、下記のとおり補足説明。

- ・ 資料4の滋賀県関係所属意見において、複数の課から、活断層や地震に関する意見が出されているが、地震に対する構造上の安全性については、最終処分場に係る技術上の基準として、廃棄物処理法に基づき審査されるものであることから、環境影響評価の手続きの中で審査・評価するものとは考えていない。
- ・ 必要な構造上の安全性を有していない場合には、廃棄物処理法に基づく許可 を受けることができないこととなる。
- ・ 環境影響評価では、事業が実施された場合の環境に与える影響を評価するものであるため、構造上の安全性については他法令で確認されることを前提としての議論をお願いする。

(事業者)

審査会意見、大津市長意見および滋賀県関係課意見に対する見解(資料2~4)について説明。

(会長)

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いする。

(会長)

資料3の4番の意見に対する事業者見解では、浸出液処理施設の位置は準備書段階で検討することとなっている。

浸出液処理施設の位置によって調査が必要な場所等が変わってくる可能性があるが、方法書においてはどのように対応されるつもりか。

(事業者)

浸出液処理施設の位置については、資料2の図—2のとおり、A案またはB案のどちらかを基本に検討している。方法書段階においては、どちらの案を選択することになっても対応可能な調査場所等の選択を行う予定である。A案およびB案の両方を包括できるよう、調査地点を増やして調査方法を検討する予定である。

(委員)

資料2の1番の意見に対する事業者見解では、浸出液処理施設からの放流先は和 邇川とし、水路側への放流は選択しないとのことである。災害等の非常時に浸出液 が適切に処理されずに系外に流出した場合、和邇川に直接流入するより、水量の少 ない水路に流入した方が、下流への影響を緩和するための措置が容易になる可能性 が考えられる。非常時に下流への影響を緩和するための措置も考慮に入れ、放流先 を検討していただきたい。

(事業者)

少ない水量だからこそ非常時に堰き止め・回収等の措置が容易になるという可能性も含めて、放流先を検討する。また、資料4の4番の意見に対する事業者見解でも言及しているように、下水投入の可能性も含め、様々な対応を検討していきたい。

(委員)

放流先の選択によって、必要な調査場所や調査手法が異なってくることになると 考えられるため、それぞれの場合ごとに適切に検討のうえ方法書において明示して いただきたい。

(委員)

資料4の16番の意見に対する事業者見解では、工事および供用にあたっては既存の洗車設備を活用して砂泥等が道路に流出しないようにするとのことである。工事にあたっては、既存事業に係る出入車両によるもの以上の多量の砂泥等の発生が予想されることから、必要な規模の洗車設備を備えていただきたい。

(事業者)

工事現場から車両が出る際には高圧洗浄を行う、車両の動力を利用してタイヤの砂泥等を落とすスパッツを備えるなどにより、既存事業場の中においても工事現場の外に砂泥等が搬出されないように対応する予定である。また、既存の洗車設備においても大きなプールを備えているところではあるが、工事現場からの出入車両については前述の対応を行ったうえで洗車設備を通るようにする予定である。

(会長)

浸出液処理施設の位置等の検討において、位置をA案またはB案のどちらにするかについてはボーリング調査の結果を踏まえて準備書段階で検討するとのことであったが、処理水の放流先を和邇川にする場合および水路にする場合などについて、場合分けしてメリット・デメリットを整理して示すことについては方法書段階でも可能と考えられる。方法書段階でも検討できることについては方法書段階で示していただきたい。

(委員)

資料2の図-2の水路の現況としては、常に水が流れている河川として認識してよいか。

(事業者)

当該水路については、資料 2 の図 - 2 の写真の程度の水量 (和邇川の 1/10 程度) の水が常に流れているような水路である。

(委員)

比叡山の周辺である伊香立地域については重要文化財の仏像もあり、仏教文化の面でも重要な地域である。事業実施想定区域は昭和30年代に開発が開始されたとのことなので、現況においては事業実施想定区域内には文化財・伝承文化は残っていないものと思われるが、その土地がどのような土地であったかについて大津市教育委員会や地元の方に聞き取りを行っていただき、その結果を方法書において示していただきたい。

なお、僧侶が行脚を行っていた古道や祠が確認されることなどもあるので、詳細 にヒアリングを行っていただきたい。

(事業者)

ヒアリングを行い、その結果については方法書の中で示していきたい。

なお、令和元年 12 月 10 日に伊香立学区連合自治会の会合に当社からも出席し、 地元の方との情報交換をさせていただいたところであるが、その中では、蜂の子を 食べる習慣があることや、伊香立地域の名前が香木の存在に由来することなどの情 報を聞かせていただいたところである。今後も説明会等の機会を捉えてヒアリング を行っていきたい。

(会長)

他に意見はないようなので、続いて、審査会意見について議論させていただく。 審査会意見(案)について事務局から説明をお願いする。

(事務局)

事務局から審査会意見(案)(資料5)について説明。

(会長)

それでは審査会意見(案)について、ご意見をお願いする。

(委員)

審査会意見(案)の(2)の項目についてはより丁寧に記載することが望ましいと思われるため、「環境保全措置」という文言を足して、「十分な環境保全措置や対策を講じることなどにより」などのように修文してはどうか。

また、審査会意見(案)の(4)の項目については、資料4の10~12番の意見等を踏まえ、下流の水域利用の状況(水道原水の利用、漁業)についても言及した方がよいのではないか。

また、審査会意見(案)の(5)の項目については、「土地利用の変更に伴う環境への影響が想定される場合には、そのことを踏まえた調査、予測および評価を行うこと。」となっているが、土地利用は実際に変更される計画となっており、それに伴う環境への影響が想定されることから、「土地利用の変更に伴う環境への影響が想定されることから、「土地利用の変更に伴う環境への影響が想定されることから、その影響を含めた調査、予測および評価を行うこと。」などのように修文してはどうか。

(会長)

審査会意見(案)の(4)および(5)の項目についてはそのように修文することが適当であると考えられる。

審査会意見(案)の(2)の項目で記載されている「対策」という文言は、環境 保全のための対策に限定して記載しているのではなく、より広い意味での災害への 対策として記載しているように考えられるが、事務局としてはどうか。

(事務局)

広い意味での災害への対策として記載しており、災害時においても環境への影響が出ないような対策を講じることを含めた内容として記載している。

(会長)

審査会意見(案)の(2)の項目について、広い意味での災害への対策に言及しているのであれば、「環境保全措置」という文言を加筆すると環境保全の観点に限定した意見と捉えられてしまう可能性があるため、当該文言は加筆しない方がよい。審査会意見(案)の(4)の項目については前述の内容を盛り込むことが適当であるが、具体的にはどのような文言がよいか。

(委員)

(2) の項目は会長の意見のとおりで異存ない。

審査会意見(案)の(4)の項目については、重大な影響を受けるおそれがある環境要素である「水環境・水生生物」を補足する内容として水道や漁業等の利用状況に触れるとともに、周辺環境だけでなく下流への影響についても言及することとし、「また、周辺環境だけでなく、下流の水道や漁業等の利用状況についても検討すること。」などのような文言を追加することはどうか。

(会長)

それでは、本日の意見を踏まえ、事務局と調整の上審査会意見をまとめていくこととする。

以上